

令和6年度第1回国際獣疫事務局（WOAH）連絡協議会 議事次第

日時：令和6年6月21日（金）

14時00分～

場所：ウェブ会議（公開）

1. 開会挨拶
2. 最近の家畜衛生をめぐる情勢について
3. 第91回WOAH総会報告
4. 2024年2月のWOAHコード委員会報告書において提示されたコード改正案等に係る意見交換
 - ① アニマルウェルフェアの勧告に関する序論（第7.1章）
 - ② 疾病制御を目的とした殺処分（第7.6章）
 - ③ コード委員会の今後の活動計画
5. その他

令和6年度第1回国際獣疫事務局（WOAH）連絡協議会

メンバー名簿

<通常メンバー>

- | | |
|------------|-------------------------------------|
| (1) 飯塚 修 | (公社) 日本動物福祉協会 理事 |
| (2) 磯部 尚 | (公社) 畜産技術協会 国際交流部長 |
| (3) 小田 茂樹 | 北海道農政部生産振興局 畜産振興課
家畜衛生担当課長 |
| (4) 片野 緑 | 日本生活協同組合連合会 組織推進本部
社会・地域活動推進部 部長 |
| (5) 瀬瀬 美千世 | 特定非営利活動法人 日本消費者連盟 事務局長 |
| (6) 近藤 康二 | (公社) 中央畜産会 専務理事 |
| (7) 境 政人 | (公社) 日本獣医師会 専務理事 |
| (8) 塩島 勉 | (一社) 日本食肉加工協会 専務理事 |
| (9) 砂川 富正 | 国立感染症研究所 実地疫学研究センター
センター長 |
| (10) 筒井 俊之 | 立命館大学 食マネジメント学部 教授 |
| (11) 寺田 繁 | (一社) 中央酪農会議 事務局長 |
| (12) 村尾 芳久 | (一社) 全国スーパーマーケット協会 事務局長 |

(五十音順)

国際獣疫事務局（WOAH）連絡協議会開催要領

平成 22 年 4 月 26 日
消費・安全局 動物衛生課
(令和 3 年 11 月 1 日一部改正)
(令和 5 年 8 月 1 日一部改正)

1. 趣旨

- (1) 国際獣疫事務局（WOAH）は、動物衛生、人獣共通感染症、アニマルウェルフェア及び畜産物の生産段階における安全確保に関する国際基準（WOAHコード）を作成している。また、WTOの「衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）」は、動物の生命及び健康を感染症から守るための加盟国の動物検疫措置が、WOAHの作成する国際基準に基づいていなければならないとしている。
- (2) WOAHCコードは、加盟国への意見聴取と、WOAH総会における採択を経て策定又は改正される。WOAHコードの策定・改正は国内の産業界や消費者等の関係者に影響を及ぼすことから、WOAHコードの策定又は改正に関する我が国の対応方針を決める前に、行政を含めた関係者間で情報を共有するとともに、意見交換を行うことが重要である。また、WOAHコードの策定・改正に関する議論は複数年にわたることから、国際基準に反映されやすい対応方針とするためには、WOAH基準を理解しているメンバーが継続的に参加して意見交換を行う場を設けることが必要である。
- (3) このため、消費者団体、アニマルウェルフェア等環境関係団体、畜産物の製造・流通・小売関係団体、生産者団体、学識経験者等の国内関係者と継続的に意見・情報交換を行うことを目的として「国際獣疫事務局（WOAH）連絡協議会」（以下「WOAH連絡協議会」とする。）を開催する。

2. メンバー構成

WOAH連絡協議会のメンバーは、通常メンバー及び臨時メンバー合わせて20名以内とする。

(1) 通常メンバー

WOAHコードについて、専門的な立場から技術的な知見や意見を述べることができる以下の関係者を通常メンバーとして選定する。

- ・ 消費者団体、アニマルウェルフェア等環境関係団体、畜産物の製造・流通・小売関係団体、生産者団体等からの推薦者（9名）
- ・ 食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会委員等の学識経験者（3名）

(2) 臨時メンバー（議題に応じて参集するメンバー）

議題に応じて必要があれば、専門的な立場から技術的な知見や意見を述べるができる以下の有識者を臨時メンバーとして選定することができる。

- ・ 議題に関する団体等からの推薦者又は議題に関する学識経験者（8名以内）

3. メンバーの選任

(1) 推薦方法

団体からの推薦を受けてメンバーを選任する場合は、当該団体から推薦理由を確認できる文書の提出を求める。なお、同一団体からの推薦は1名までとする。

(2) 任期

通常メンバーの任期は、2年とする。ただし、任期途中の欠員に伴い選任されたメンバーの任期は前任者の残余期間とする。

(3) 選任基準

メンバーの選任に当たっては、審議会委員の選任の基準に準拠する。ただし、専門性等の観点から適当な者がいない場合はこの限りでない。

4. 開催方法

- WOAH連絡協議会は、冬（12月～1月）及び夏（6月～8月）の年2回の開催を基本に、必要に応じて追加開催することとし、WOAH陸生コード改正案についての意見交換、WOAHの総会をはじめとした主な活動や運営状況の報告を行う。
- 議事進行は、通常メンバーのうち互選等により選出された者が行う。
- WOAH連絡協議会は、出席メンバー相互の意見交換を中心とし、公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な協議会の運営に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、または特定の個人もしくは団体に不当な利益もしくは不利益をもたらすおそれのある場合には、出席メンバーの総意のもと、非公開とすることができる。
- WOAH連絡協議会の資料は、公開とする。ただし、特定の個人もしくは団体に不当な利益もしくは不利益をもたらすおそれのある部分は、この限りでない。
- WOAH連絡協議会の議事概要は、出席メンバーの確認をとった上で、発言者を明示し、公開する。
- 傍聴者の募集は農林水産省のホームページより行う。傍聴者による発言は認めない。

5. 事務局

農林水産省消費・安全局動物衛生課

令和6年度第1回国際獣疫事務局（WOAH）連絡協議会 配付資料一覧

資料1：最近の家畜衛生をめぐる情勢について

資料2：第91回 WOAH 総会報告

資料3：アニマルウェルフェアの勧告に関する序論

資料4：疾病制御を目的とした殺処分

資料5：コード委員会の今後の活動計画

【参考資料】

参考1：第7.1章「アニマルウェルフェアの勧告に関する序論」の改正案
（英文）

：第7.1章「アニマルウェルフェアの勧告に関する序論」の改正案
（仮訳）

参考2：第7.6章「疾病制御を目的とした殺処分」の改正案（英文）

：第7.6章「疾病制御を目的とした殺処分」の改正案（仮訳）

最近の家畜衛生をめぐる情勢について

令和6年6月
消費・安全局動物衛生課

豚熱の発生状況と今後の対応について

豚熱（CSF）とは

- (1) 原因：豚熱ウイルス (classical swine fever virus)
- (2) 宿主：豚、いのしし ※人には感染しない
- (3) 分布：欧州、アジア、アフリカ、中南米の一部の国々
※ 我が国では平成30年9月に26年ぶりに発生。
飼養豚では21都県、野生いのししでは36都府県で発生（令和6年6月6日時点）。
- (4) 症状：急性、亜急性、慢性型等多様な病態を示す。白血球減少。
※ 有効なワクチンが存在



【皮膚紫斑（しはん）】
（出典：動物衛生研究部門）

佐賀県における豚熱発生事例

佐賀県 1 例目（国内88例目）
確認日：令和5年8月30日
農場所在：佐賀県唐津市
飼養規模：約450頭

佐賀県 2 例目（国内89例目）
確認日：令和5年8月31日
農場所在：佐賀県唐津市
飼養規模：約10,000頭



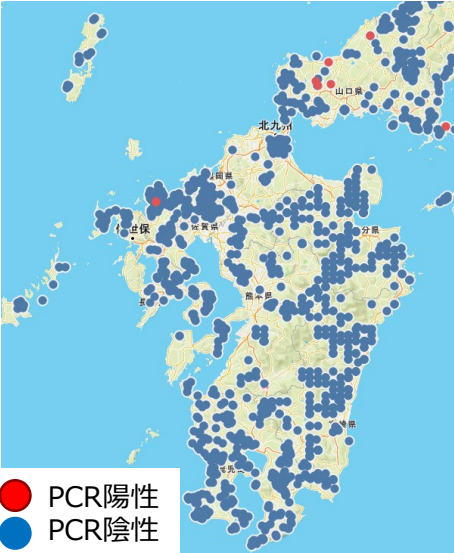
豚熱陽性いのしし 4 例
（捕獲3頭、死亡1頭）
場所：佐賀県唐津市
捕獲、発見日：
令和6年5月30日から6月6日

今回の確認を受けた九州地域における豚熱対策について①

- 令和5年8月、佐賀県の飼養豚農場で豚熱を確認して以降、**サーベイランスを強化**するとともに、野生いのししにおける陽性が確認された場合等に備え、**県協議会の設立や演習を通じて経口ワクチンの散布体制を整備してきた。**
- 九州各県の野生いのししにおける豚熱の感染状況について、**サーベイランスを強化・徹底**するとともに、野生いのししを介した感染拡大を抑え、環境中のウイルス低減を図るため、佐賀県において野生いのししに対する**経口ワクチンの散布及び重点的な捕獲を行う。**

九州地方のサーベイランスの強化・徹底

- 各種対策を有効に実施するため、浸潤状況を把握することが重要
- 九州各県の野生いのししにおける豚熱の感染状況について、サーベイランスを強化・徹底し、感染の有無を把握していく必要



PCR陽性

PCR陰性

令和5年8月29日以降の検査状況と検査頭数

県名	検査頭数
福岡県	274
佐賀県	419
長崎県	282
熊本県	323
大分県	369
宮崎県	359
鹿児島県	311
合計	2,338

佐賀県における経口ワクチンの散布

- 今般の確認を受け、佐賀県を経口ワクチン散布推奨地域に指定
- 特に、感染確認地域周辺では、迅速かつ重点的に経口ワクチン散布を実施
- 経口ワクチンについては、60万個以上を確保済（5月末時点）
- 猟友会等と連携して引き続き捕獲の強化を実施

これまでの取組

○経口ワクチン県協議会の設立

散布の枠組となる県協議会について、令和5年中に九州全県で設置済。

○経口ワクチン散布演習の実施

令和5年に宮崎県、佐賀県で実施。各演習には近隣県の担当者も参加。農林水産省、農研機構からも講師を派遣し、対応。



イノシシの豚熱感染防げ
小城市でワクチン散布演習

佐賀：佐賀新聞（11月11日）
福岡県、長崎県担当者も参加

なお、飼養豚では既に初回の豚熱ワクチン接種が完了

4

今回の確認を受けた九州地域における豚熱対策について②

- 我が国の豚の主産地である九州での豚熱の発生リスクがかつてないほど高まっているため、大臣からメッセージを発出し、危機感を共有するとともに、県、市町村、生産者など各地域の関係者の取組を徹底
- 特に、生産者に対しては、九州全域でのワクチン接種は行われているものの、ワクチン頼みにならないよう、飼養衛生管理を再点検し、ウイルスを農場に持ち込ませないよう取組を徹底

飼養衛生管理の再点検と徹底

- ・ 人、車両、物等の農場への出入り時の消毒
- ・ 野生動物の侵入防止対策の実施
- ・ 万が一の発生に備えた埋却地等の点検及び確保

(ワクチンは接種し、免疫を獲得していても、完全に感染を防ぐものではないため、飼養衛生管理の徹底が重要)

適時適切なワクチン接種の実施

- ・ 既に九州各県では、全ての養豚場において、豚熱ワクチンを接種済
- ・ 感染リスクの高い子豚に十分に免疫を付与するために適時適切にワクチンを接種

早期通報の徹底

- ・ 飼養豚群の健康状態を日頃からの的確に把握
- ・ 豚熱等の特定症状を認めた場合における速やかな家畜保健衛生所への連絡を徹底

移動式レンダリング装置の配備状況

- 九州は国内豚肉生産の約3割を占める一大養豚地帯であり、今後九州域内で豚熱が続発した場合、**短期間で殺処分数が増大し、死体等の処理の遅延によるまん延が懸念**される。
- 令和5年度補正予算において、追加配備できるよう措置し、先行して**既に配備されている移動式レンダリング装置**について、**1台南九州地域に移管済（九州地域では2台配備）**。

移動式レンダリング装置の概要

家畜の処理過程(赤矢印)

移動式レンダリング装置の処理能力

家畜種	処理頭数※	備考
牛	180頭	平均体重650kg/頭で換算
豚	2,000頭	平均体重60kg/頭で換算

※ カタログスペック500kg/時を備考の値で日換算

配備状況

全国4カ所の動物検疫所に配備

北海道・東北支所胆振分室

横浜本所

門司支所

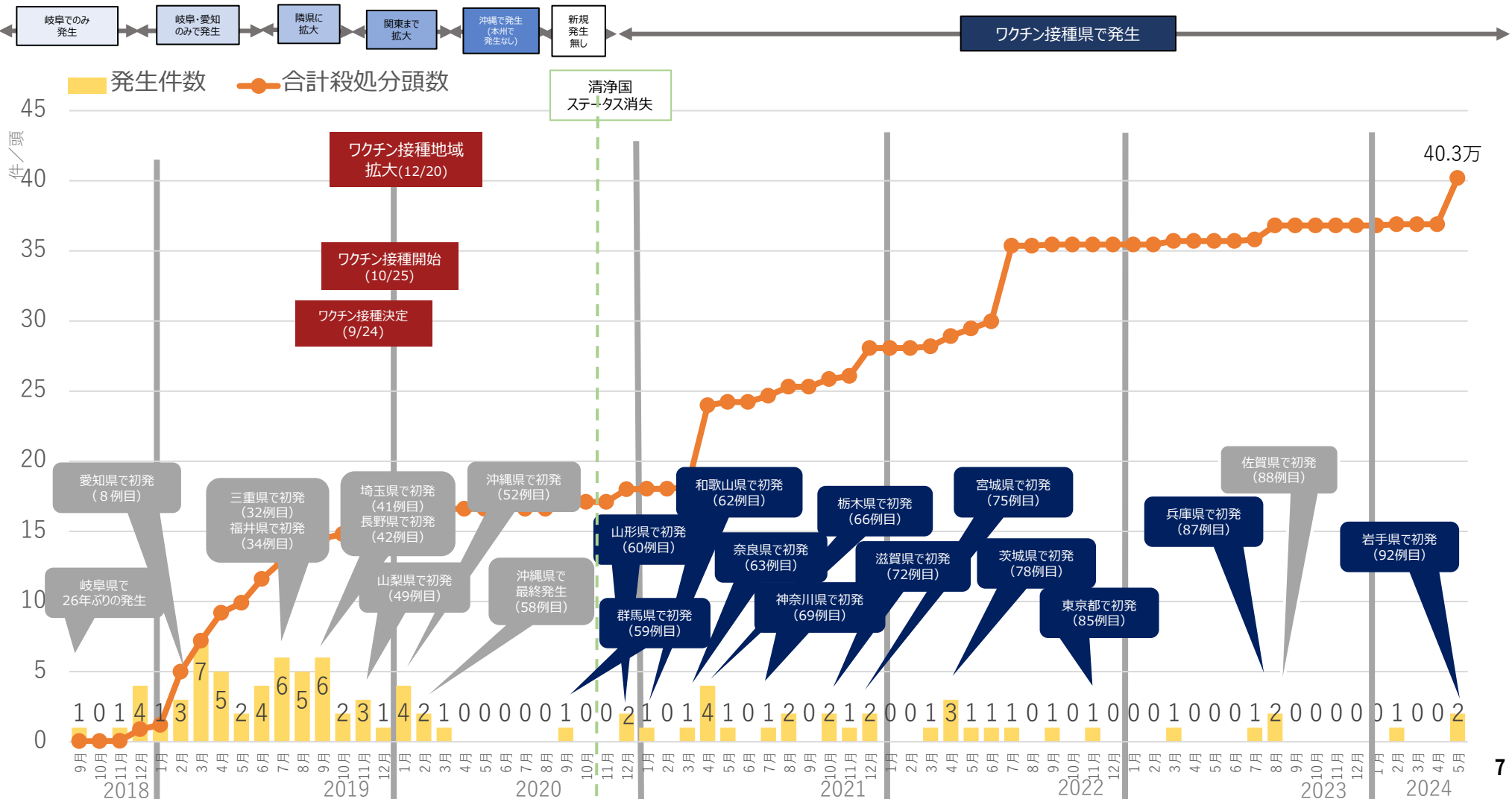
中部空港名古屋出張所
(新装置を追加配備予定)

鹿児島空港出張所

資材名	胆振	横浜	中部	新門司	鹿児島空港
移動式レンダリング装置	1台	1台	1台 (追加予定)	1台	1台

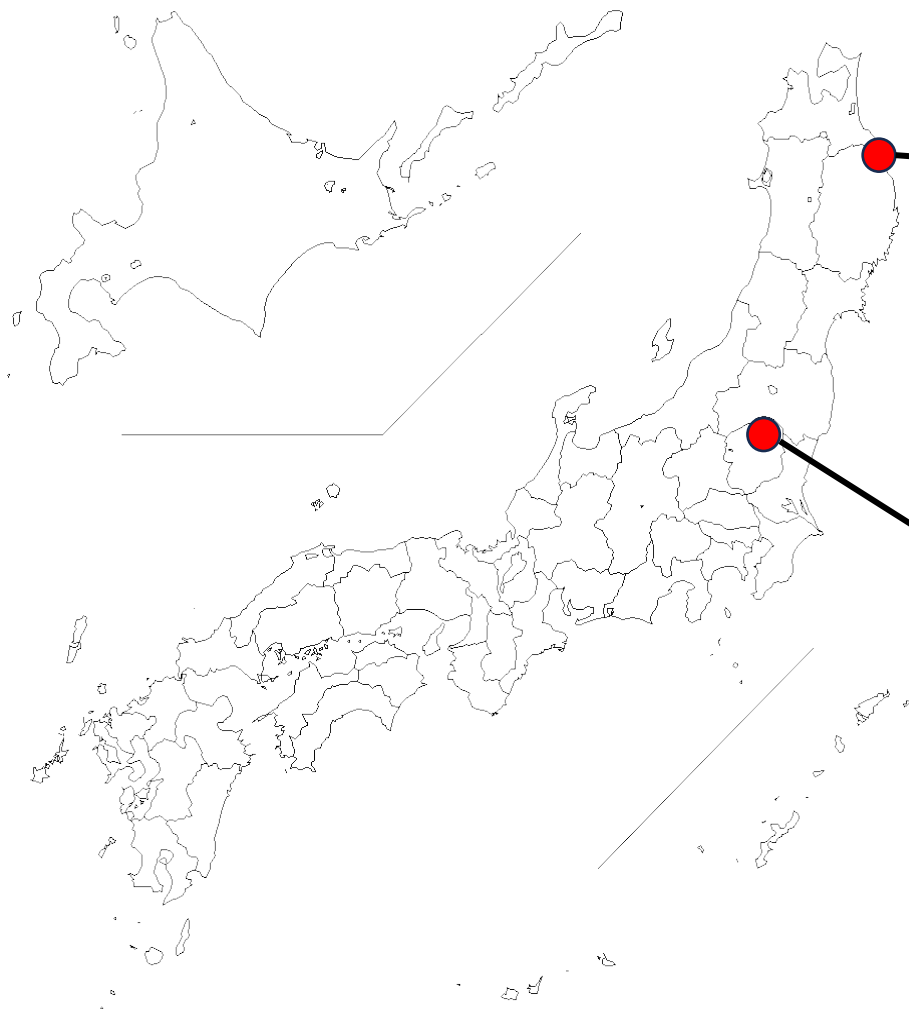
豚熱発生経過

- 2018年9月9日の岐阜県での発生以来、愛知県、三重県、福井県、埼玉県、長野県、山梨県、沖縄県、群馬県、山形県、和歌山県、奈良県、栃木県、神奈川県、滋賀県、宮城県、茨城県、東京都、兵庫県、佐賀県及び岩手県の**21都県**で**計92事例**発生し、これまでに**約40.3万頭を殺処分**。
- 2019年9月24日にワクチン接種を決定**、10月15日に防疫指針を改訂、**10月25日からワクチン接種開始**。
- 2020年9月3日**にWOAH（国際獣疫事務局）が認定する**豚熱の清浄国ステータスを消失**。
- 群馬県、山形県、三重県、和歌山県、奈良県、栃木県、山梨県、神奈川県、滋賀県、宮城県、茨城県、兵庫県、岩手県といった**ワクチン接種県**においても発生。**本年5月下旬に栃木県、岩手県で相次いで豚熱が発生**。



本年5月の栃木県、岩手県での豚熱発生

- 本年5月下旬に栃木県及び岩手県の養豚場で、相次いで豚熱の発生が確認。
- 両者の関連性はないものの、いのしの活動も活発な時期を迎えており、各都道府県で豚熱の発生予防及びまん延防止対策を徹底。



国内92例目（岩手県 1 例目）
確認日：令和6年5月28日
農場所在：岩手県洋野町
飼養規模：約17,500頭

国内91例目（栃木県 6 例目）
確認日：令和6年5月26日
農場所在：栃木県那須塩原市
飼養規模：約16,000頭

参 考 資 料

野生いのししにおける基本対策

(1) サーベイランスの強化

豚熱

アフリカ豚熱

- 平成30年9月から、全都道府県における野生いのししのサーベイランスを開始。
- 令和2年8月31日に全都道府県に向けて豚熱・アフリカ豚熱のサーベイランスの強化通知を発出。
- 令和3年11月、新たな遺伝子検査法の導入及び外部委託体制の整備により検査負担軽減。
- 令和4年4月、web上で生産者自ら農場周辺の検査状況を確認可能な新たな地図情報システムを提供。
- 令和5年11月、野生いのしし死亡個体の耳介を用いた遺伝子検出検査適用により、検査可能個体が拡大。

(2) 捕獲の強化

豚熱

アフリカ豚熱

- 自治体、農林水産省及び環境省が連携し、豚熱陽性が確認されている県及びその隣接県等46都府県に「捕獲重点エリア」の設定を依頼。

(3) 経口ワクチン散布

豚熱

- 平成31年3月、岐阜県及び愛知県において、経口ワクチン散布を開始。
- 令和3年3月から民間ヘリコプターによる空中散布を実施（静岡県・栃木県）。
- 令和5年3月に散布方法の具体化等のため散布方針を改正。
- 現在、豚熱陽性が確認されている県及びその隣接県等39都府県のうち、沖縄県を除く38都府県で経口ワクチンを散布。

(4) 感染防止のための周知等の推進

豚熱

アフリカ豚熱

- 山林作業や観光客等、山林に立ち入る者に対して、デジタルサイネージ広告の実施や多言語ポスターの提示・配布等により、周知の推進。
- 捕獲従事者に対して交差汚染対策周知のため、映像資材・漫画資材の配布。

(5) 法改正・制度的整理等の対応

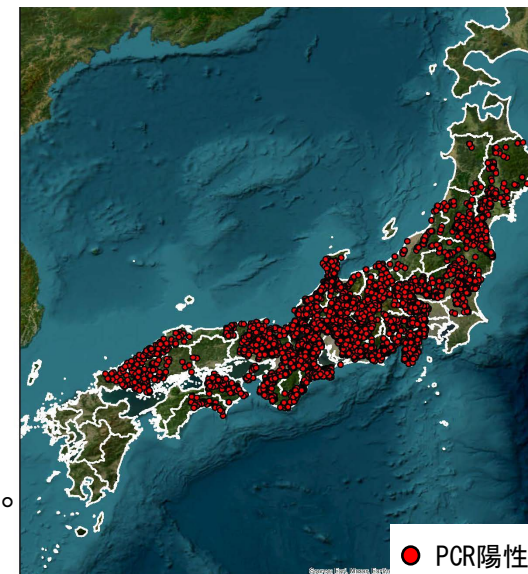
豚熱

アフリカ豚熱

- サーベイランス、経口ワクチン散布等を家伝法に位置付け（令和3年4月施行）。
- 野生いのししの死体処理に関する制度的整理及び関係部局の連携強化について、消費・安全局長、農村振興局長、林野庁長官、環境省環境再生・資源循環局長、環境省自然環境局長による5局庁長連名通知の発出（令和4年3月）。
- アフリカ豚熱の防疫措置の具体化（防疫指針の改正・基本方針の策定（令和6年3月）、防疫演習の実施等）。¹⁰

【36都府県で豚熱陽性野生いのししを確認】

豚熱感染野生いのしし発見地点
（令和6年5月31日時点）



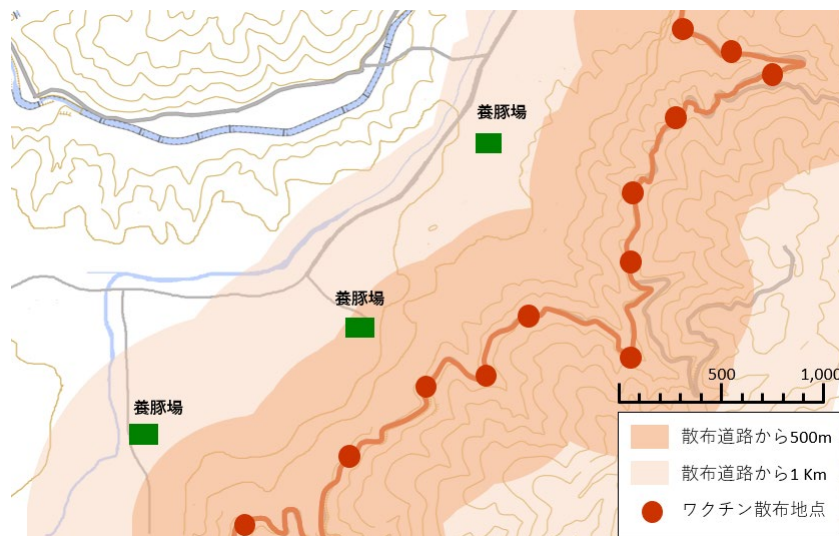
豚熱経口ワクチン散布の効果と方向性

- 平成31年3月、岐阜県及び愛知県において、経口ワクチン散布を開始し、**現在までに38都府県が経口ワクチンを散布**（令和6年6月6日時点）。
- 経口ワクチンの散布を早い時期から実施している中部地方の県では、**野生いのししの豚熱陽性率がピーク時から低下**をしている中でも、**免疫獲得いのししを継続的に確認**。また、研究においても、疫学的検証により散布効果として、散布地点周辺では免疫獲得いのししの割合が高いことを確認。
- 散布により、**野生いのししを介した感染拡大を抑え、環境中のウイルス低減を図る**ことで以下を目指しているところ。
 - ① **農場への感染リスクの低減**
 - ② **まん延スピードを弱め、佐賀県以外の九州等未確認地域への侵入を防止**
- 農場への感染リスクの低減を意識した散布では、いのししの生息や感染状況だけでなく、**農場の分布や規模を踏まえて、散布地点を選定**。

（参考）養豚場等周辺での経口ワクチン散布及び感染確認初期の緊急散布での散布地点の考え方

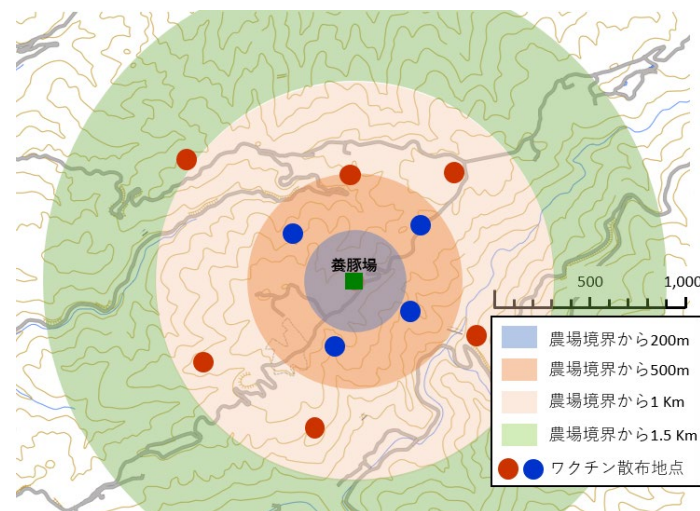
（豚熱経口ワクチンの野外散布実施に係る指針より引用。）

A:エリア型散布



- ・道路や河川等の障壁でいのししの動線が見えやすい場合
- ・農場が多く集中しているエリアがある場合
- ・豚熱感染確認直後で緊急的に感染拡大を抑制したい場合

B:集中型散布



- ・農場が分散しており、ピンポイントの対策が必要な場合
- ・農場周辺の野生動物対策が適切に実施されている場合、農場近く（●）でも、散布が可能と考えられる。

豚熱飼養豚発生県、野生いのしし発生県、予防的ワクチン接種推奨地域

○ 予防的ワクチン接種の対象地域は、防疫指針に基づき、以下を考慮し、牛豚等疾病小委員会で議論した上で設定。

- ① 野生いのししにおける豚熱感染状況
- ② 農場周辺の環境要因（野生いのししの生息状況、周辺農場数、豚等の飼育密度、山、河川の有無等の地理的状況）
- ③ 疫学的リスク低減のため、まだら打ちを避ける（面的に接種し順に拡大）

飼養豚陽性発生県：赤色（ただし、斜線は、令和4年度以降発生なし。）

【21都県】（飼養頭数 3,195,030頭(全国35.7%)）

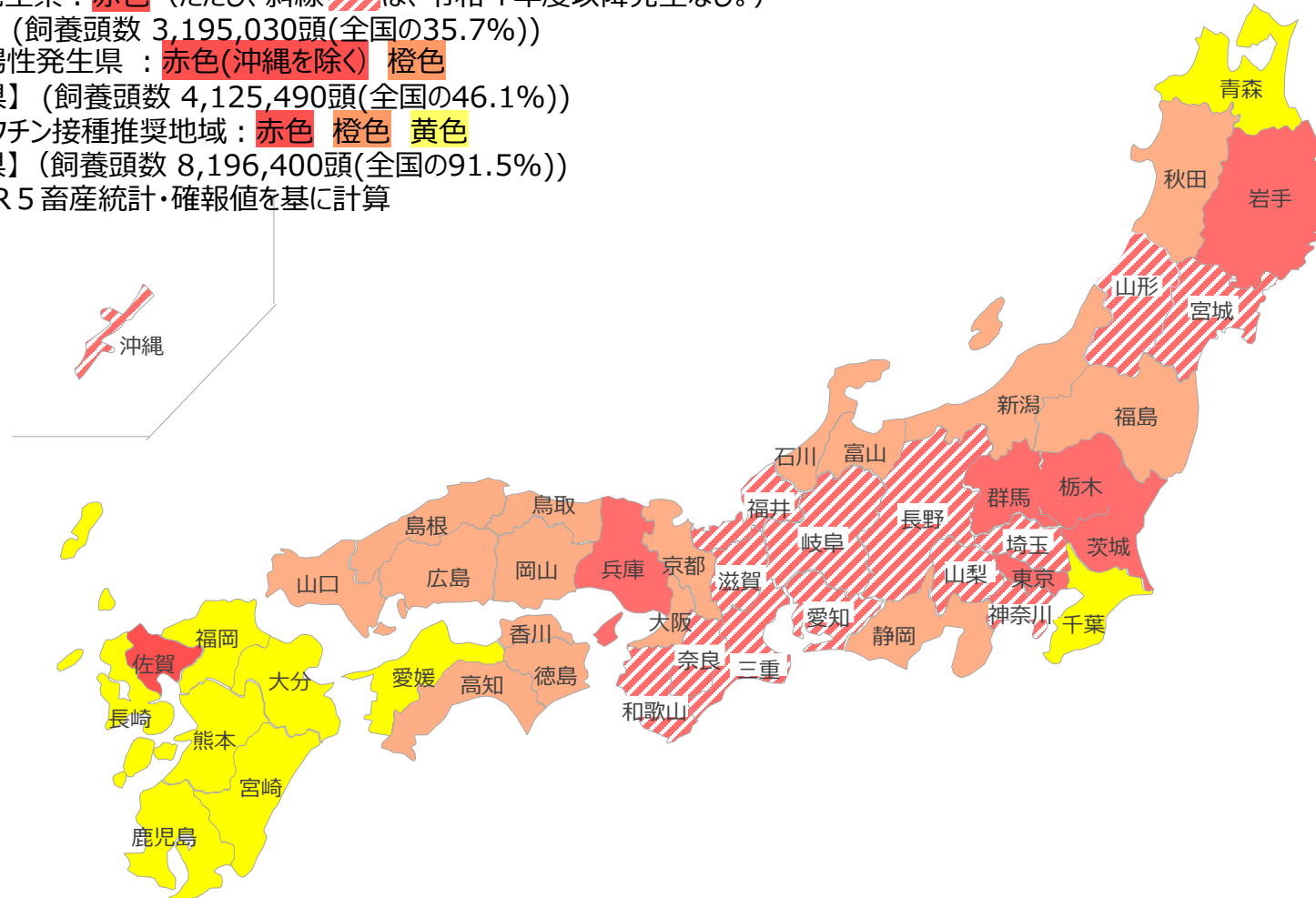
野生いのしし陽性発生県：赤色(沖縄を除く) 橙色

【36都府県】（飼養頭数 4,125,490頭(全国46.1%)）

飼養豚へのワクチン接種推奨地域：赤色 橙色 黄色

【46都府県】（飼養頭数 8,196,400頭(全国91.5%)）

※飼頭数は、R5畜産統計・確報値を基に計算





STOP!

豚熱 

農林水産省

大臣メッセージ

○ 今般、佐賀県唐津市において、豚熱の感染が確認されました。九州の野生いのししでは初めての感染確認となります。

○ 我が国の豚八百九十五万頭の約三分の一（二百八十万頭）を占める養豚主産地である九州において、豚熱の感染拡大のリスクが、かつてないほど高まっています。

○ そこで、「ストップ豚熱」。地域の大事な養豚業を守るため、生産者をはじめとした養豚業に携わる関係者と県、市町村などの行政関係者の皆様が、一体となってこの危機感を共有し、防疫対策に取り組むことが必要です。

○ まずは、地域での「ストップ豚熱」です。野生いのししの感染拡大を防ぐため、経口ワクチンの散布を進めます。野生いのししにおける感染拡大を防ぎ、九州の養豚業を守るため、農林水産省としては、専門家の議論も踏まえ、佐賀県で豚熱の経口ワクチン散布を行うことを可能といたします。佐賀県と連携して、迅速かつ重点的に、ワクチン散布を行ってまいります。

○ 次に、野生いのししのサーベイランスと捕獲を進めます。野生いのししにおける豚熱の発生状況を正確に把握するために、九州全県で、野生いのししのサーベイランスを強化・徹底します。また、野生いのししにおける感染をこれ以上広げないため、九州全県で、野生いのししの捕獲の強化にも取り組みます。特に、佐賀県では、発生が確認された地域において、重点的に取組を進めます。

○ そして、農場段階での「ストップ豚熱」です。豚熱の発生予防対策としては、適時・適切な飼養豚へのワクチン接種が必要ですが、ワクチンだけに頼ることなく、飼養衛生管理を徹底することが重要です。生産者の皆様におかれては、日頃の消毒はできているか、野生動物の侵入はないか等、農場にウイルスを持ち込ませないよう、飼養衛生管理を再点検し、管理の徹底を図るとともに、家畜の異状を確認した場合の早期通報の徹底を行うようお願いいたします。

○ 農林水産省は、九州の養豚業を豚熱から守り、生産者の皆様の御不安を払拭することができるよう、九州各県の皆様と一体となって、豚熱のまん延防止に全力で取り組んでまいります。

令和六年六月七日 農林水産大臣 坂本 哲志

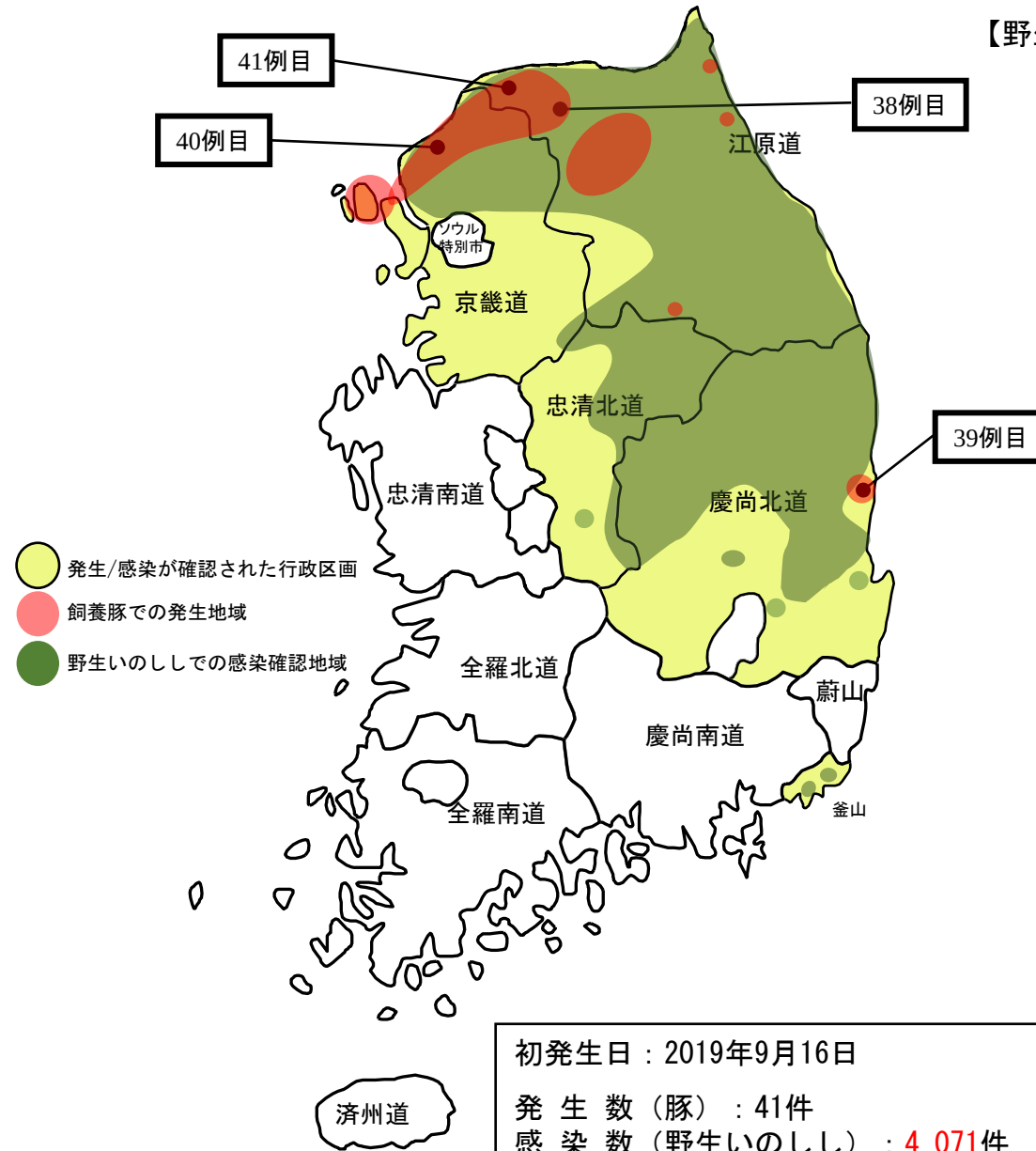
【飼養豚での事例】

事例	発生日	発生地域
1	2019/9/16	京畿道坡州市
2	2019/9/17	京畿道漣川郡
3	2019/9/23	京畿道金浦市
4	2019/9/23	京畿道坡州市
5	2019/9/24	仁川広域市江華郡
6	2019/9/25	仁川広域市江華郡
7	2019/9/25	仁川広域市江華郡
8	2019/9/26	仁川広域市江華郡
9	2019/9/26	仁川広域市江華郡
10	2019/10/1	京畿道坡州市
11	2019/10/1	京畿道坡州市
12	2019/10/2	京畿道坡州市
13	2019/10/2	京畿道金浦市
14	2019/10/9	京畿道漣川郡
15	2020/10/8	江原道華川郡
16	2020/10/9	江原道華川郡
17	2021/5/4	江原道寧越郡
18	2021/8/7	江原道高城郡
19	2021/8/15	江原道麟蹄郡
20	2021/8/25	江原道洪川郡
21	2021/10/5	江原道麟蹄郡
22	2022/5/26	江原道洪川郡
23	2022/8/18	江原道楊口郡
24	2022/9/18	江原道春川市
25	2022/9/19	江原道春川市
26	2022/9/28	京畿道金浦市
27	2022/9/28	京畿道坡州市
28	2022/11/9	江原道鉄原郡
29	2023/1/5	京畿道抱川市
30	2023/1/11	江原道鉄原郡
31	2023/1/22	京畿道金浦市
32	2023/2/11	江原道襄陽郡
33	2023/3/19	京畿道抱川市
34	2023/3/29	京畿道抱川市
35	2023/3/31	京畿道抱川市
36	2023/4/13	京畿道抱川市
37	2023/7/18	江原道鉄原郡
38	2023/9/25	江原道華川郡
39	2024/1/15	慶尚北道盈徳郡
40	2024/1/18	京畿道坡州市
41	2024/5/21	江原道鉄原郡

韓国におけるアフリカ豚熱の発生状況

2024年6月10日時点

【野生イノシシでの事例】（単位：件）

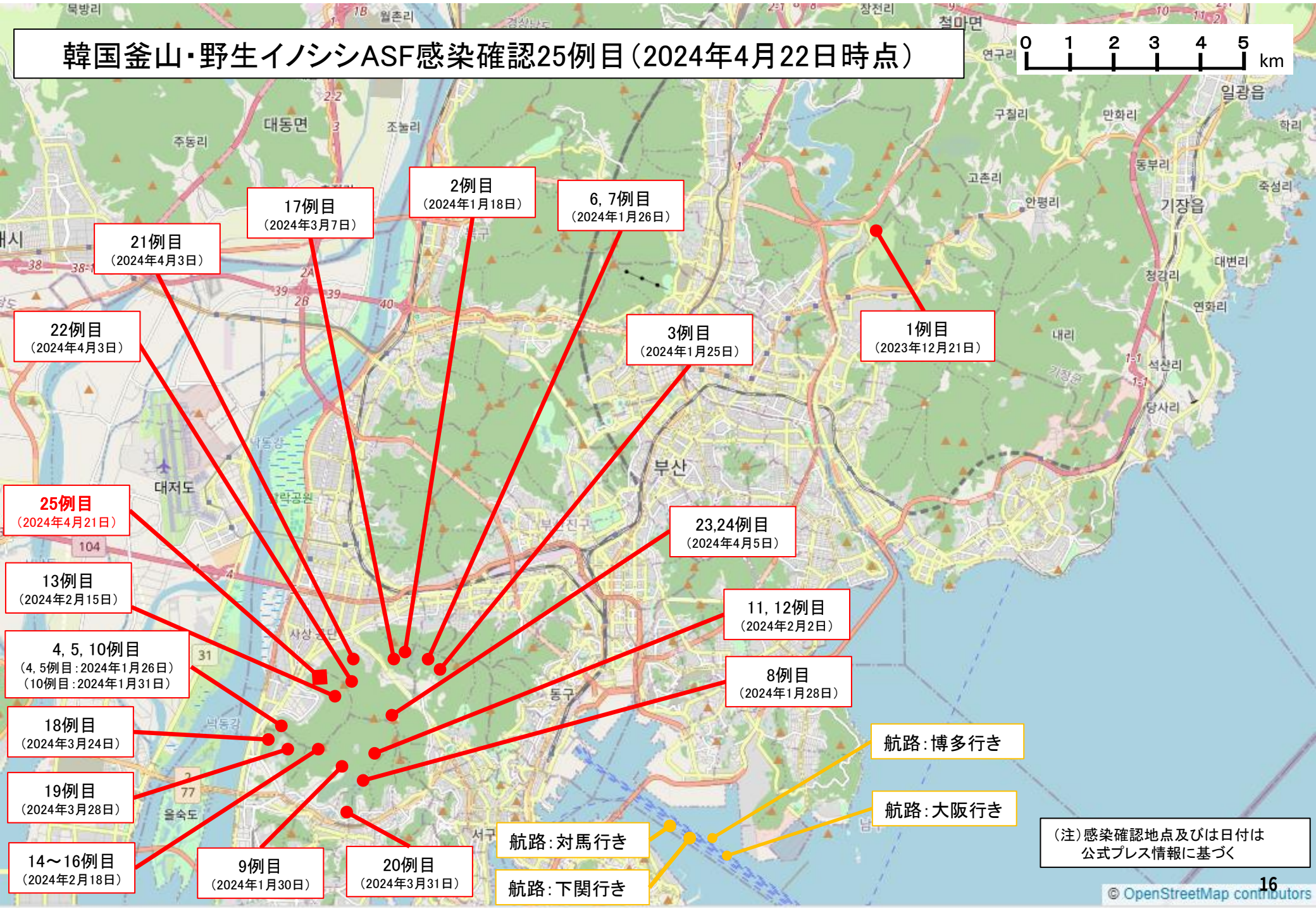
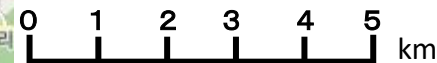


京畿道	坡州市	100
	漣川郡	418
	抱川市	94
	加平郡	62
	鉄原郡	37
江道	華川郡	431
	春川市	222
	楊口郡	81
	麟蹄郡	158
	高城郡	12
	寧越郡	260
	襄陽郡	36
	江陵市	111
	洪川郡	63
	平昌郡	46
	東草市	1
	旌善郡	181
	横城郡	63
	三陟市	106
	原州市	83
忠清北道	太白市	19
	東海市	8
	丹陽郡	197
	堤川市	95
	報恩郡	73
	槐山郡	12
	陰城郡	1
	忠州市	115
慶尚北道	尚州市	128
	蔚珍郡	68
	聞慶市	78
	榮州市	20
	醴泉郡	19
	奉化郡	90
	盈徳郡	123
	安東郡	68
	英陽郡	108
	青松郡	102
	浦項市	84
	永川市	46
慶尚南道	義城郡	27
	釜山広域市	25
	合計	4,071

※ 韓国当局公表資料等の情報を元に作成
飼養頭数：FAO統計（2021）による
※ 赤字は2024年6月3日時点から更新

初発生日：2019年9月16日
発 生 数（豚）：41件
感 染 数（野生いのしし）：4,071件
豚、いのしし飼養頭数：約 1,122万頭

韓国釜山・野生イノシシASF感染確認25例目(2024年4月22日時点)



21例目
(2024年4月3日)

22例目
(2024年4月3日)

25例目
(2024年4月21日)

13例目
(2024年2月15日)

4, 5, 10例目
(4, 5例目: 2024年1月26日)
(10例目: 2024年1月31日)

18例目
(2024年3月24日)

19例目
(2024年3月28日)

14~16例目
(2024年2月18日)

17例目
(2024年3月7日)

2例目
(2024年1月18日)

6, 7例目
(2024年1月26日)

3例目
(2024年1月25日)

1例目
(2023年12月21日)

23, 24例目
(2024年4月5日)

11, 12例目
(2024年2月2日)

8例目
(2024年1月28日)

9例目
(2024年1月30日)

20例目
(2024年3月31日)

航路: 対馬行き

航路: 下関行き

航路: 博多行き

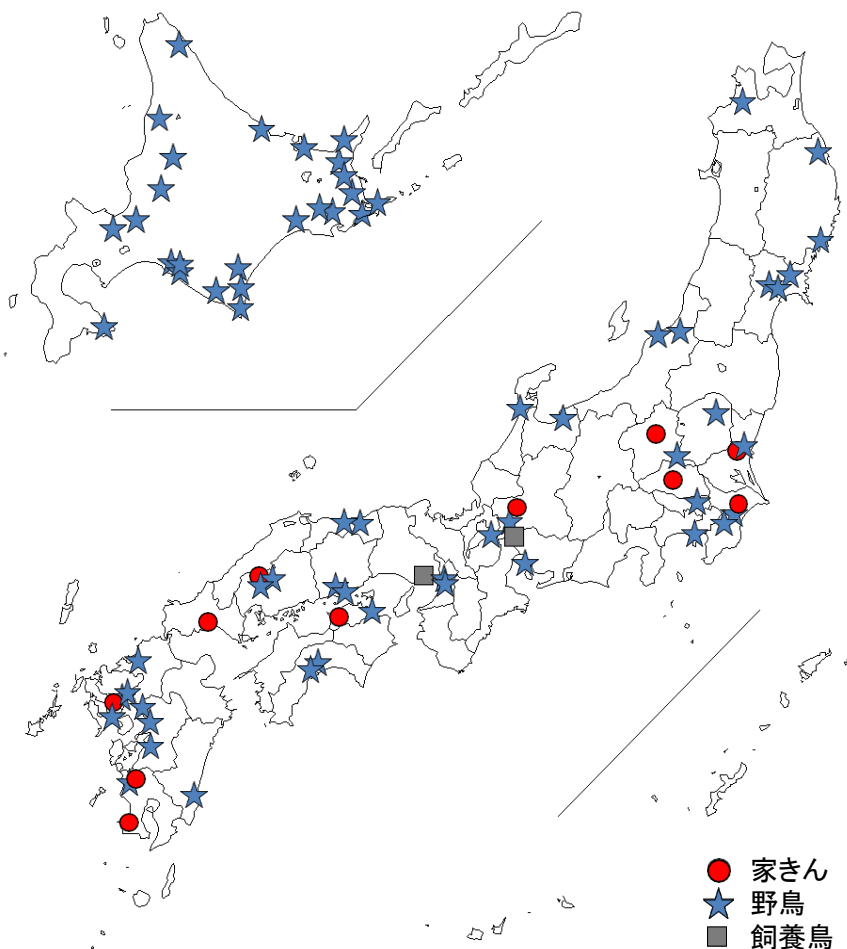
航路: 大阪行き

(注) 感染確認地点及びは日付は
公式プレス情報に基づく

鳥インフルエンザの令和5年度シーズンと過去シーズンの発生状況

- 令和5年度シーズンは、過去のシーズンと比較すると、家きんでの初事例日は遅かったところ。
- 野鳥での感染については、10月4日に陽性を初確認。陽性確認件数は令和4年度シーズンよりも減少傾向。

令和5年度シーズン鳥インフルエンザの発生状況

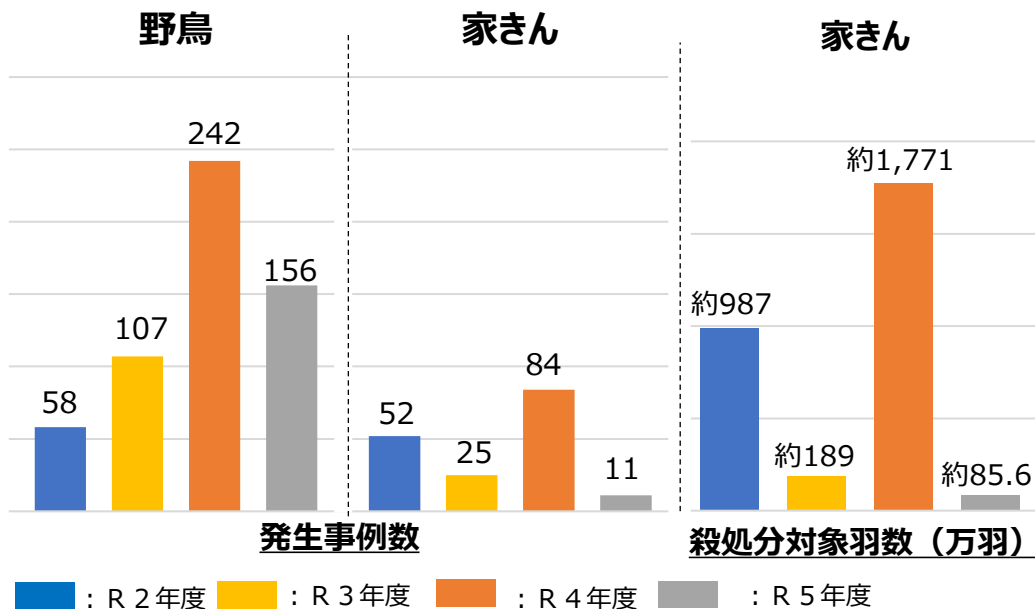


過去シーズンとの比較

(1) 初発確認日

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
野鳥	10月24日	11月8日	9月25日	10月4日
家きん	11月5日	11月10日	10月28日	11月25日

(2) 発生事例数（野鳥、家きん）、殺処分対象羽数



米国の乳牛における高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）について

乳牛における感染状況等

2024年6月17日

農林水産省消費・安全局動物衛生課

○ 12州101農場（2024年6月17日時点）

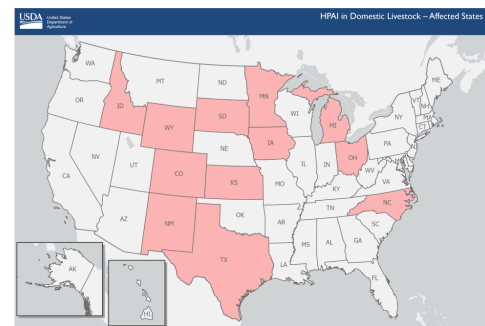
テキサス州、カンザス州、ミシガン州、ニューメキシコ州、アイダホ州、オハイオ州、ノースカロライナ州、サウスダコタ州、コロラド州、ワイオミング州、アイオワ州、ミネソタ州

○ 牛の臨床所見は、食欲低下、泌乳量減少等。重症例では粘稠な乳の排出等。死亡率が高い鶏への感染と異なり、牛の症状は比較的軽く10日程度で回復。

○ ウイルスは野鳥や家さん等に感染するウイルスと同様のH5N1亜型。初期は野鳥から乳牛へ感染したとみられるが、乳牛は乳中にウイルスを多く排出するため、搾乳作業を介して牛から牛への感染が起こったと推定。

○ 州間伝播は牛の個体移動により起こり、酪農場間伝播は搾乳作業に加えて、作業員、牛の運搬車などによる可能性があると考えられる。家畜農場への伝播も疫学調査が進められている。

○ 2024年4月29日以降、州境を越えて移動する搾乳牛に対しては、HPAI検査を義務付け。



米国農務省（USDA）ウェブサイトより

牛乳・乳製品、牛肉の安全性、人への感染リスク

○ 市販されている牛乳・乳製品の原料はほぼ全て加熱殺菌されている。このため、米国食品医薬品局（FDA）は、引き続き消費者の健康リスクに懸念はないとの見解。市場に流通する牛乳・乳製品の調査において、これまでウイルスは検出されていない。

○ 肉用牛で本病は確認されていない。USDAは、と畜場における検査により牛肉の安全性は確保されているとの見解。市場に流通するひき肉での調査において、これまでウイルスは検出されていない。

○ 2024年4月1日以降、感染した牛と接触した3名のHPAI感染を確認。1例目及び2例目は目の症状のみ、3例目は咳などの上気道症状及び目の不快感を示したが、いずれも軽症で回復済み又は回復中と報告。ウイルス解析の結果、人への感染性を上昇させる遺伝子変異はこれまでに確認されておらず、米国疾病予防管理センター（CDC）は、一般市民に対する感染リスクは低いままであるとの見解。

農林水産省の対応状況

○ 都道府県に対し、牛の飼養管理者、獣医師等に対する本事例の周知、野鳥等から牛への感染を防止する基本的な飼養衛生管理の徹底及び食欲低下、乳量減少等がみられた場合の獣医師又は家畜保健衛生所への相談についての注意喚起とともに、感染が疑われる事例があった場合の連絡を要請（2024年4月3日）。

ホーム > 消費・安全 > 家畜の病気を防ぐために > その他の家畜の疾病情報

米国における乳牛の高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）に関する情報

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/other_diseases.html

Q&Aも掲載

米国における牛のHPAIウイルス感染の状況を教えてください。

2024年3月、米国カンザス州及びテキサス州の乳牛においてHPAIウイルス（H5N1亜型）の陽性が確認され、その後、複数の州の農場（すべて乳牛）で感染が確認されています（2024年6月17日時点で、12州101農場）。

※ 最新の状況は、米国農務省（USDA）ウェブサイトをご確認ください。

<https://www.aphis.usda.gov/livestock-poultry-disease/avian/avian-influenza/hpai-detections/livestock>

牛はどのように感染したのですか。

野生の渡り鳥がウイルスのもともとの由来と考えられていますが、米国におけるこれまでの調査では、牛の移動によって感染したケースも確認されています。

乳牛では、乳中に多くのウイルスが検出されることから、搾乳作業を介したウイルスが伝播すると考えられています。一方、呼吸器サンプルからは高濃度のウイルスは検出されておらず、呼吸器を介した感染は主要な感染経路ではないと考えられています。

また、州間伝播は乳牛の個体移動によるもの、酪農場間伝播は搾乳作業に加えて、作業着、牛の運搬車などによる可能性があると考えられています。

ウイルスは野鳥や家きんのインフルエンザウイルスと同じですか。

乳牛から検出されるウイルスは、H5N1亜型（clade2.3.4.4b）のHPAIウイルスであり、野鳥や家きん（稀に野生ほ乳類）から検出されるウイルスと同じグループです。

これまでの解析結果によると、人への感染性を上昇させるような遺伝子変異は見られていないということです。

一方でウイルスの遺伝子解析の結果から、これまでに酪農場から家きん農場への伝播事例

米国では牛での感染拡大防止のためどのような対策がとられていますか。

2024年4月24日付け連邦命令により、4月29日以降、州境を越えて移動する搾乳牛にHPAI検査を行うことが義務付けられました（と畜場へ直行する牛は検査の対象外）。

USDAでは、感染牛は致死性ではなく回復することから、感染牛や牛群の殺処分は必要ではないとしており、感染牛は他の牛群から隔離されているということです。

その他、牛の移動は可能な限り控えること、臨床症状を示す牛は農場から移動させないこと、農場に入出入りする牛は30日間隔離すること、牛を移動させる場合は健康な牛に限ること等が推奨されています。

牛乳や乳製品の流通に影響があるでしょうか。

米国食品医薬品局（FDA）及びUSDAによれば、市販されている牛乳・乳製品の原料はほぼ全て加熱殺菌されていること、また病気の牛に由来する乳は市場に出荷されないことから、市場における乳の供給は安全性が確保されているとしています。また、現時点で乳牛における感染は非常に限定的であり、牛乳・乳製品の供給や価格に大きな影響はないとしています。

なお、FDAでは、市場に流通する牛乳や乳製品のサンプル調査を行っており、HPAIウイルスの断片は検出されていますが、ウイルスは検出されておらず、加熱殺菌が有効であるとしています。

肉用牛の感染事例はあるのでしょうか。

米国では、これまでのところ肉用牛の感染は確認されていません。

USDAでは、と畜場において病気の牛が食用に供されないよう検査が行われており、牛肉の安全性は確保されているとしています。

なお、USDAでは、市場のひき肉サンプルの調査を行っており、これまでウイルスは検

第91回国際獣疫事務局総会の報告



開催概要

1. 日程: 令和6年5月26日(日)～30日(木)
2. 場所: フランス・パリ 化学会館
3. 参加者
166の加盟国・地域及び関係機関等から1,100名以上が参加
4. 主な議題
 - (1) 開会式
 - (2) 各種選挙(事務局長、理事、地域委員会役員、専門委員会)
 - (3) 世界の動物衛生をめぐる状況
 - (4) 陸生動物衛生基準委員会(コード委員会)の活動報告
 - (5) 科学委員会の活動報告
 - (6) 水生動物衛生基準委員会(水生委員会)の活動報告
 - (7) 生物基準委員会(ラボラトリー委員会)の活動報告



事務局長 Dr Monique Eloit
(フランス)



総会議長 Dr Hugo Idoyaga
(パラグアイ)



26-30 MAY 2024
PARIS



World
Organisation
for Animal
Health
Founded in 1924

Organisation
mondiale
de la santé
animale
Fondée en 1924

Organización
Mundial
de Sanidad
Animal
Fundada en 1924

(1)開会式

- 本年は、国際獣疫事務局(WOAH)の創設100周年にあたることから、開会式は祝賀ムードに包まれた。
- WOAH事務局長及び総会議長の挨拶に次いで、合計17の加盟国及び国際機関から祝辞が述べられた。
- 日本からは、坂本哲志農林水産大臣がビデオメッセージにより祝辞を述べた。



坂本哲志農林水産大臣
の祝辞の様子

(2)各種選挙

各国代表の投票により、以下の選挙が行われた。

1. 事務局長

- 現事務局長が今年退任するため、次期事務局長の選挙が行われた。
- 候補者はエマニュエル・スベラン氏(現フランスWOAH代表)と、ルイス・バルコス氏(WOAHアメリカ地域事務所代表、アルゼンチン)の2名。
- 投票の結果、フランスのスベラン氏が当選。



エマニュエル・スベラン氏

2. 理事会

- WOAHの技術的及び行政的事項、総会に提出する活動計画や予算案等を審議する。
- 理事として我が国のWOAH代表である沖田動物衛生課長が選出された。
- 選挙後の理事会メンバー9名(5地域各2名(中東のみ1名))は以下のとおり(敬称略)。

議長	Susana Guedes Pombo	ポルトガル
副議長	Fajer Al Salloom	バーレーン
前議長(充て職)	Hugo Idoyaga	パラグアイ
理事	沖田賢治	日本
	Mary van Andel	ニュージーランド
	Christine Middlemiss	イギリス
	Mbargou Lo	セネガル
	Roland Xolani Dlamini	エスワティニ
	Wilmer José Juárez Juárez	ニカラグア

(2)各種選挙

3. アジア・太平洋地域委員会役員(敬称略)

議長	Baoxu Huang	中国
副議長	K.A.C.H.A. Kothalawala	スリランカ
	Akma binti Nhah Hamid	マレーシア
事務局長	Beth Cookson	豪州

4. 専門委員会

- 4つの専門委員会の委員(各委員会6名)が投票により選出された。
- 我が国からは、コード委員会副議長に村井清和氏(動物衛生課課長補佐)、ラボラトリー委員会委員に川治聡子氏(農研機構・動物衛生研究部門上級研究員)が選出された。
- 各委員会の議長は以下のとおり(敬称略)。

コード委員会	Etienne Bonbon	フランス
科学委員会	Cristobal Zepeda	米国
水生委員会	Alicia Gallardo	チリ
ラボラトリー委員会	Emmanuel Couacy-Hymann	コートジボワール

(3)世界の動物衛生をめぐる状況

WOAHより、高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)、アフリカ豚熱(ASF)、口蹄疫(FMD)、ベクター媒介性疾病の4つについて、疫学分析の報告がなされた。

1. HPAI

- 2023年シーズンではラテンアメリカ及び南極地域で前例のない発生拡大が認められ、オセアニアにおいても拡大リスクがある。
- 本年3月に米国の乳牛においてもHPAIが検出された。現時点ではヒトや哺乳類への適応は確認されていない。感染牛からの生乳は高リスクであり、感染泌乳牛からほかの動物への水平感染がおこっている。牛肉にリスクはない。

2. ASF

- アジア・太平洋地域について、以下の状況が述べられた。
 - 遺伝子型1型及び2型の組換えウイルス株の循環
 - サーベイランスが限定的なものにとどまっており、野生動物における疫学状況の把握に大きなギャップが存在
 - IUCN（国際自然保護連合）レッドリスト上「危機」と分類される複数の地域固有野生ブタ種の絶滅の懸念
- ASF制御のためにはワクチン接種を含む代替アプローチが必要だが、規格外ワクチン(sub-standard vaccine)の使用は推奨されない。安全かつ効果的なASFワクチンのための国際基準(WOAHマニュアル)が作成中。

(3)世界の動物衛生をめぐる状況

3. FMD

- 血清型SAT2が2023年に中東で初めて発生した際には、血清型の同定及び同定後のWOAHへの通報において、遅延が認められた。通常の発生地域外における発生では、特に迅速な報告が重要となる。
- 血清型Cは2004年以来各国で発生がないものの、ワクチンの製造や曝露試験等により発生リスクは存在する。疑わしい例が確認された場合は、速やかにWOAHへの報告とともに、リファレンスラボラトリーネットワークを通じた検体・分離ウイルスの共有が必要である。

4. ベクター媒介性疾病

- WOAHL陸生リスト疾病のうち約1/3がベクター媒介性疾病であり、その99%が温帯地域で発生している。
- 近年、発生が高緯度地域に拡大する傾向が認められており、世界的な気温異常との正の相関も強くなっている。動物衛生、公衆衛生及び生物多様性に対する重大な影響が懸念される。

(4)コード委員会の活動報告

総会に提示された陸生コード新規案及び改正案は以下のとおり。

	項目	内容
1	定義語	定義語('animal product', 'biological product', 'commodity', 'death', 'euthanasia', 'germinal products', 'greaves', 'semen collection centre', 'slaughter', 'stunning')
2	第1.3章	WOAHリスト疾病
3	第4.6章	精液採取・処理センターにおける一般衛生
4	第4.7章	牛・小反芻獣・豚の精液採取及び処理
5	第6.10章	獣医療における抗菌薬の責任ある慎重使用
6	第7.5章	と畜時のアニマルウェルフェア
7	第8.8章、第1.11章	口蹄疫及びその公式ステータス認定に係る申請手続き
8	第8.16章	リフトバレー熱
9	第8.18章	トリヒナ症
10	第8.X章	<i>Coxiella burnetii</i> 感染症(Q熱)
11	第8.Z章	<i>Trypanosoma evansi</i> 感染症(スーラ病)
12	第13.2章	兎出血熱
13	第15.1章	アフリカ豚熱
14	第16.Z章	ラクダ痘
15	—	用語使用の見直し('Competent Authority', 'Veterinary Authority', 'Veterinary Services')



全ての基準案が採択された。

(一部の案は、総会中の議論を受けてテキストを微修正)

(4)コード委員会の活動報告

◆第6.10章 獣医療における抗菌薬の責任ある慎重使用

【各国】

成長促進目的での抗菌薬の使用が本章による規制の対象に含まれるかが不明確であるとの指摘があり、以下の両方の立場からコメントがあった。

- 「獣医療上の使用(成長促進を除外する)」から「(成長促進を除外する)」を削除し、関連するCODEX規格の文言を引用すべき(アメリカ地域、アジア・太平洋地域)
- 「(成長促進を除外する)」との文言は残すべき(EU)

【コード委議長】

加盟国からのコメントに対し、コード委議長から以下の説明があり、文言を一部修正して採択に付すこととなった。

- 獣医療上の抗菌剤使用目的に成長促進が含まれないことは、第6.9章において既に明記されているため、本章から「(成長促進を除外する)」の文言は削除する
- WOAHコードの目的と背景は、CODEX規格のそれとは同一ではないことから、文言の直接的な引用は適切ではない

【採択】

微修正された改正案は全会一致で採択された。



コード委議長
Dr Etienne Bonbon
(フランス)

(4)コード委員会の活動報告

◆第7.5章 と畜時のアニマルウェルフェア

【各国】

第28条第4項(体重の重い家きんは骨折のおそれがあるため懸鳥してはならない)について、各国(タイ、アメリカ地域、中国)から以下の理由により削除・修正要請がなされた。

- 懸鳥による電気湯銭スタンピングのみが、商業スケールでのハラル適合のと畜法である
- 家きんに苦痛を与えない適切な方法で懸鳥を実施することは可能である

また、第30条第4項(家きんの電気湯銭スタンピング時の各種パラメータ)について、複数国(タイ、豪州)から削除・修正要請があった。

【コード委議長】

以下の通り、文言を微修正して、採択に付すこととなった。

- 第28条第4項: 訓練された職員によって適切に懸鳥される場合には、体重の重い家きんの懸鳥も認められる、という内容に変更
- 第30条第4項: パラメータは、科学的データだけでなく現場でのエビデンスにも基づいて決定されるべきである、との内容に変更

【採択】

微修正された改正案は、反対1か国(タイ)、棄権1か国(中国)で採択された。

(4)コード委員会の活動報告

◆第8.8章口蹄疫、第1.11章口蹄疫公式ステータス認定に係る申請手続き

【各国】

日本は以下の内容を発言し、これまでと同様に不支持を表明した。

- WOAHAから公式認定を受けた地域(ゾーン)内の動物集団は、原則として同一の衛生状態(※ワクチン接種の有無等)であることが前提。今回の改正案では、移入元の疾病発生状況やゾーンにかかわらず、個々の動物の個別の検査結果に基づき判断すれば移入先のステータスに影響しないとの誤ったメッセージを送ることにもなりかねない。このことは、WOAHによる公式疾病ステータスの認定制度の価値を損ねるものである。
- また、輸入国が追加的な行政負担を強いられることにもなりかねず、輸入国の利益が大きく損なわれる。

中国からは第1条(一般規定)について、以下のとおりコメントがあった。

- ・「アフリカ水牛(※口蹄疫の無症状キャリア)から家畜への伝播は稀である」という文言について、「～伝播は無視できない」に変更すべき。
- ・安全物品リストから「protein meal」と「extruded pet food」を削除すべき。

(4)コード委員会の活動報告

◆第8.8章口蹄疫、第1.11章口蹄疫公式ステータス認定に係る申請手続き

【コード委議長】

日本及び中国からのコメントに対し、以下の回答があり、テキストの修正はなされなかった。

- 対日本:コードでは、移入元のゾーンの動物衛生ステータスを考慮した上で、輸入動物のリスクに対処している。また、輸入時に確認する衛生証明書には出荷元のステータスも記載されるし、そのステータスごとに異なるリスク軽減措置を規定している。本改正案で示す措置はリスク軽減の目的を十分達成している。
- 対中国:アフリカ水牛に係る文言は疫学的な事実関係を述べているに過ぎず、リスクは無視できないため、ステータス認定でも精査される事項となっている。このため、変更の必要はない。安全物品についても、これまでの報告書の中で、根拠を示しており、削除の必要はない。

【採択】

改正案は、反対2か国(日本、豪州)、棄権1か国(中国)で採択された。

(5) 科学委員会の活動報告

公式ステータスについて、以下の新たな国及び地域が認定された。

口蹄疫ワクチン非接種清浄国	リヒテンシュタイン	
牛肺疫清浄国	チェコ	
	ノルウェー	
小反芻獣疫清浄国	アゼルバイジャン	
アフリカ馬疫清浄国	エジプト	

※豚熱、BSEの認定はなし



科学委員長
Dr Christobal Zepeda
(米国)

(6) 水生委員会の活動報告

以下の水生コード及びマニュアルの新規・改正案が採択に付された。

	章	内容
	【水生コード】	
1		用語の定義 (Competent authority等) の修正
2		用語の用法 (aquatic animal products) の修正
3	第1.1.5条	疾病通報と疫学的情報の提供
4	第1.3.1条	<i>Megalocytivirus pagrus</i> 1感染症のリストアップ
5	第8.X.3条	安全な製品(両生類)の記載条件
6	第9.X.3条	安全な製品(甲殻類)の記載条件
7	第10.X.3条	安全な製品(魚類)の記載条件
8	第11.X.3条	安全な製品(軟体動物)の記載条件
9	第X.X.5条、第X.X.6条	各疾病の清浄化のための条件についてモデル条文
10	第9.3.2条	十脚目イリドウイルス病(DIV1)の感受性種
11	第10.6.2条	伝染性造血器壊死症(IHN)の感受性種の一覧
12	第10.11.2条	ティラピアレイクウイルス感染症の感受性種の一覧
13	第11.5.1条、11.5.2条	パーキンサス・マリナスの感受性種の一覧
	【水生マニュアル】	
1	第2.2.0章	一般情報(甲殻類)
2	第2.2.2章	ザリガニのアファノマイセス症
3	第2.2.6章	ホワイトテール病
4	第2.2.9章	イエローヘッドウイルス1型感染症
5	第2.2.X章	十脚目イリドウイルス病(DIV1)の感受性種の一覧
6	第2.4.0章	一般情報(貝類)
7	第2.4.1章	アワビヘルペスウイルス感染症
8	第2.4.4章	マルティリア・レフリンジェンス感染症
9	第2.2.1章、第2.2.2章、第2.4.5章	パーキンサス・マリナス感染症



水生委議長
Dr Ingo Ernst
(豪州)



全ての基準案が採択された。

(一部の案は、総会中の議論を受けてテキストを微修正)

(7) ラボラトリー委員会の活動報告

総会に提示された陸生マニュアルの新規・改正案は以下のとおり。

	章	内容
1	第1.1.5章	獣医検査機関における品質管理
2	第1.1.9章	獣医学用途を目的とした生物学的材料の無菌性及びコンタミの有無に関する検査
3	第2.2.4章	測定の不確かさ
4	第2.2.6章	標準参照検体及びパネルの選択と使用
5	第3.1.5章	クリミアコンゴ出血熱
6	第3.3.6章	鳥結核
7	第3.4.1章	牛アナプラズマ症
8	第3.4.7章	牛ウイルス性下痢
9	第3.4.12章	ランピースキン病
10	第3.6.9章	馬鼻肺炎(馬ヘルペスウイルスI型感染症)
11	第3.8.1章	ボーダー病
12	第3.8.12章	羊痘及びヤギ痘
13	第3.9.1章	アフリカ豚熱

- 第3.9.1章「アフリカ豚熱」以外の基準案は採択された。
- 第3.9.1章「アフリカ豚熱」については、ワクチン未接種動物及び接種対象外の動物(妊娠豚及び繁殖用雄豚を含む。)に対するワクチンの安全性について更なる検討が必要との理由で、採択に付されなかった。



ラボラトリー委員長
Dr Emmanuel
Couacy-Hymann
(コートジボワール)

(7) ラボラトリー委員会の活動報告

以下のリファレンスラボラトリー及びコラボレーティングセンターが新たに承認された。

◆リファレンスラボラトリー

	疾 病 名	施 設 名	所 在 地
1	羊痘及びヤギ痘	Exotic and vector-borne diseases (EXOVEC), Department of infectious diseases in animals, Sciensano	ベルギー
2	狂犬病	Veterinary Research Institute, Ministry of Agriculture	台湾
3	野兎病	Institute for Bacterial Infections and Zoonoses, Friedrich-Loeffler-Institut (FLI)	ドイツ
4	レプトスピラ症	Livestock Disease Diagnosis Laboratory, Indian Council of Agricultural Research-National Institute of Veterinary Epidemiology and Disease Informatics (ICAR-NIVEDI)	インド
5	小反芻獣疫	Livestock Disease Diagnosis Laboratory, Indian Council of Agricultural Research-National Institute of Veterinary Epidemiology and Disease Informatics (ICAR-NIVEDI)	インド
6	狂犬病	Laboratory for Emerging Viral Zoonoses, Research and Innovation Department, Istituto Zooprofilattico Sperimentale Delle Venezie	イタリア
7	サルモネラ症	Central Veterinary Laboratory, Ministry of Agriculture, Water and Land Reform	ナミビア
8	タイレリア症	Epidemiology, Parasites and Vectors, Agricultural Research Council, Onderstepoort Veterinary Research	南アフリカ

◆コラボレーティングセンター

	項 目 名	施 設 名	所 在 地
1	中東における魚の衛生管理	Central Laboratory for Aquaculture Research (CLAR)	エジプト
2	陸生及び水生動物疾病の分子診断技術の標準物質	The National Institute of Fisheries Science, NIFS (under the Ministry of Oceans and Fisheries, MOF) and the Animal and Plant Quarantine Agency (under the Ministry of Agriculture, Food and Rural Affairs, MAFRA)	韓国
3	実地疫学	Centre National de Veille Zoosanitaire (CNVZ)	チュニジア
4	ウイルス性豚疾病の遺伝子モニタリング	National Bio and Agro-Defense Facility (NBAF)	米国 他

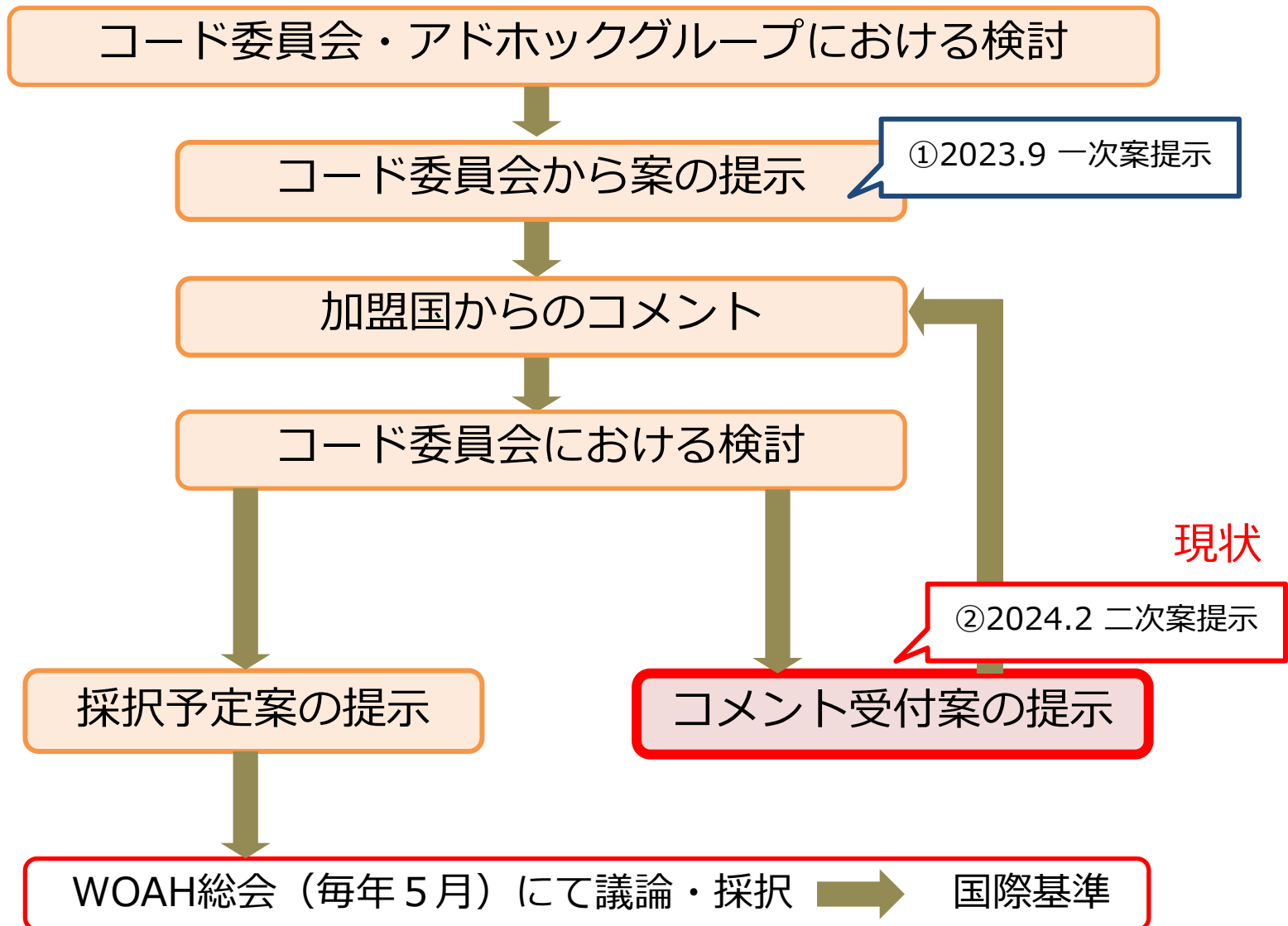
農林水産省HPにWOAH総会の概要を掲載
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/wto-sps/oie.html>



第7.1章

アニマルウェルフェアの勧告に関する序論

WOAHコードの改正プロセス



改正案のポイント

現行の第7.1章「アニマルウェルフェアの勧告に関する序論」は2004年に策定。

アニマルウェルフェアを考える上で役立つ指標として、「**5つの自由**」に加え、新たな概念である「**5つの領域**」を含むよう改正。

その他、章全体を通して読みやすさと明確さの向上のための修正。

参考

「5つの領域」‘five domains’

栄養、環境、健康、行動相互作用、精神状態

「5つの自由」‘five freedoms’

- ① 飢え、渇き及び栄養不良からの自由
- ② 恐怖及び苦悩からの自由
- ③ 身体的及び熱の不快感からの自由
- ④ 苦痛、傷害及び疾病からの自由
- ⑤ 通常の行動様式を発現する自由

我が国のスタンス



アニマルウェルフェアに関する新たな概念である
「**5つの領域**」の追加及びその他の修正に関して、
将来的な他のAW章の改正も念頭に、我が国の現状
及び国際的な情勢を踏まえ、現場に過度な負担が
生じないよう適切に意見を反映させる。

我が国の前回提出コメントに対する対応①



提出コメント 1

「5つの領域」に対する理解を深めるため、以下の情報を提供いただきたい。

- ① 「5つの領域」の概念の追加に係る改正案の根拠及び2023年9月の会合で審議された説明文書
- ② 2023年9月のコード委員会において、新たに「5つの領域」の概念を本章に追加することが適当であると判断した理由及び科学的根拠。
- ③ 加盟国において、「5つの領域」の概念を導入している具体的な事例。



対応

2023年9月の会合で審議された説明文書をAnnex 27として示すことにより、上記情報を提供。

我が国の前回提出コメントに対する対応②



提出コメント 2

示された改正案では、家畜の導入時に考慮すべき事項等から「寄生虫」が削除されていたことから、削除した理由を提示いただきたい。



対応

- ・ 削除された「寄生虫」は「病気」という用語に含まれる旨説明あり。
- ・ 2次改正案では次のように修正。

【2次案】

新しい環境に導入するために選ばれた動物は、地域の気候に適合し、地域の気候、病気、寄生虫、栄養にへの適応性を含む、地域の状態に適応できるものでなければならない。

2次案に対する我が国のコメント方針①



提出コメント 1 関連

- ・ 「5つの領域」について、要求した情報は提示され、理解は深まった。
- ・ 一方で、「5つの領域」で示される各領域の説明は不十分。



今後、「5つの自由」と並び、重要な概念として「5つの領域」を国際的に浸透させるのであれば、より詳細な説明が必要である旨提案する。

提出コメント 2 関連

説明及び本文の修正により、当省から提出したコメントの趣旨が反映されたため、追加でのコメントは提出しない。

2次案に対する我が国のコメント方針②

【2次案】

第7.1.5条

畜産システムにおける動物のウェルフェアのための一般原則（一部省略・抜粋）

5) 動物の社会的グループ分けは、積極的な社会的行動を可能に促進し、怪我、苦痛、および慢性的な恐怖を最小限に抑えるように管理されるべきである。



新たなコメント 1

- ・ 一般的に、動物の社会的行動は他の行動と同様に、自然に発現するものであり、何らかの事象によって促進されるものではない。
- ・ WOAHコードでは、各畜種において様々な飼養管理方法が認められているが、「促進する」とすることで、特定の飼養管理方法が暗に推奨される懸念がある。



「可能にする」という元の表現の方が適切である旨、提案する。

2次案に対する我が国のコメント方針③

【2次案】

第7.1.5条

畜産システムにおける動物のウェルフェアのための一般原則（一部省略・抜粋）

11) 所有者と動物取扱者は、動物がこれらの原則に従って扱われることを担保するため、十分な訓練と技術と知識を持つべきである。



新たなコメント 2

以下の修正案を提出する。

第7.1.5条

畜産システムにおける動物のウェルフェアのための一般原則（一部省略・抜粋）

11)所有者と動物取扱者は、動物がこれらの原則に従って扱われることを担保するため、適切な訓練を経て十分な訓練と技術と知識を持つべきである。

理由：技術や知識は適切な訓練を経て得られるものであるため。

参考

- 検討の経緯
- 章の構成

検討の経緯

2022年2月	コード委員会は、「犬の個体数管理（第7.7章）」の改正案を検討する過程で、加盟国から提出された意見にあった「5つの領域」の概念について詳細な情報を提供するように、事務局及びWOAH Animal Welfare Collaborating Centres (AWCC) に指示。
2022年9月	コード委は、事務局及びAWCCにより作成された文書を分析し、アニマルウェルフェアの概念として「5つの領域」は国際的に認められており、 ・「序論（第7.1章）」に「5つの領域」の概念を含めた改正案及び ・「5つの領域」と「5つの自由」の関連性を説明する文書 を作成するように、事務局及びAWCCに指示。
2023年2月	コード委は、現行の「序論（第7.1章）」への「5つの領域」の概念の適用可能性を検討し、改正案を作成する作業を継続するように、事務局に指示。
2023年9月	「5つの領域」の概念を含む1次改正案を提示。
2024年2月	コード委は、加盟国コメントを踏まえた2次改正案を提示。

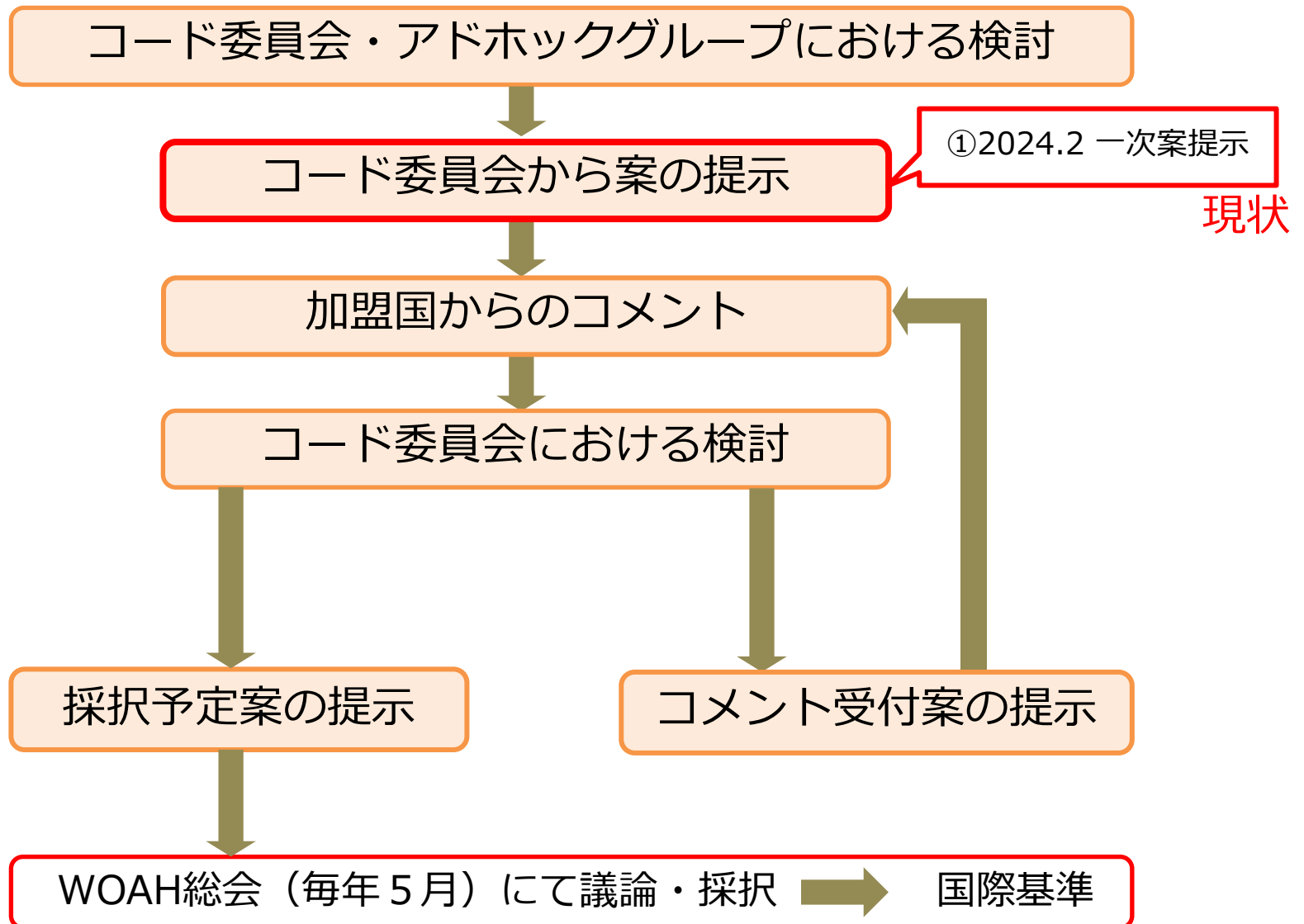
章の構成

第1条	一般考慮事項
第2条	アニマルウェルフェアの基本理念
第3条	勧告の科学的根拠
第4条	アニマルウェルフェアを評価する測定指標の使用に関する 基本理念
第5条	畜産システムにおける動物のウェルフェアのための一般原則

第7.6章

疾病制御を目的とした殺処分

WOAHコードの改正プロセス

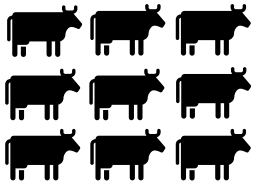


改正案のポイント

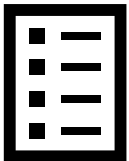


疾病制御を目的とした殺処分のみならず、自然災害や人災等の他の状況にも適用範囲を拡大。

→章名を「**殺処分時のアニマルウェルフェア**」に変更



大量殺処分時のアニマルウェルフェアに焦点を当て、条項に反映。



今回は、一般的な推奨事項を含む最初の8条のみを加盟国に提示（意見照会）。

我が国のスタンス



今後、本章の残りの条項が提示されることも念頭に、我が国の現状や国際的な情勢を踏まえ、現場に過度な負担が生じないよう適切に我が国の意見を反映させる。

1 次案に対する我が国のコメント方針①

全体へのコメント

- ・ 現行では「人道的殺処分」と表現されているところ、単に「殺処分」とされた理由の提示を求める。
- ・ 適用範囲を疾病管理のみから自然災害や経済的な理由による淘汰にまで拡大した理由の提示を求める。それぞれについて、個別の章を作成する選択肢もあったのではないか。

1 次案に対する我が国のコメント方針②

【改正案】

第7.6.3条

動物の殺処分に関する作業の一般原則(一部省略・抜粋)

(略) 動物の殺処分に関わるすべての人員は、関連する技能と能力を有するべきである。

(略) 若齢動物は、潜在的苦痛を軽減するために、それらが依存する年齢が高い動物よりも先に殺処分されるべきである。

(略)

第7.6.3条へのコメント

・ 現行では「能力は、正式な訓練及び／又は実践的な経験を通じて得ることができる」(7.6.1条)と記載されているが、今回の草案では削除されている。適切な殺処分を行うため、訓練や経験が必要であると考えられることから、削除理由の提示を求める。

・ 若齢動物が先に殺処分されるべきとの記載の意図が不明であるため、科学的根拠を求める。

1 次案に対する我が国のコメント方針③

【改正案】

第7.6.5条

動物の大量殺処分に関する作業のための専門家チームの責任および能力

3. 動物の取扱者

a) 責任

- i) 現場設備の妥当性を検討する;
- ii) 必要に応じて、一時的な動物取扱施設を設計する;
- iii) 動物を移動させ、拘束する;
- iv) アニマルウェルフェアとバイオセキュリティの問題を獣医に報告する。

b) 能力

- i) 緊急時及び閉鎖空間での動物の取り扱いが必要;
- ii) バイオセキュリティに対する理解。

第7.6.5条へのコメント

現行では動物取扱者の責任として「継続的にアニマルウェルフェアとバイオセキュリティの手順を観察する」（第7.6.3条）という記載があるが、草案では削除されている。動物取扱業者が継続的に動物を監視することは重要であることから、削除理由の提示を求める。

1 次案に対する我が国のコメント方針④

第7.6.8条

【改正案】

殺処分時のアニマルウェルフェアの評価方法

(略)

以下の動物ベースの指標は、アニマルウェルフェアの指標として有用である。これらの指標は、アニマルウェルフェアに影響を与える可能性があることから、設計と管理の効率性をモニタリングするためのツールと考えることができる。

第7.6.8条へのコメント 1

以下の修正案を提出する。

1. 以下の動物ベースの指標は、アニマルウェルフェアの指標として有用である。これらの指標は、アニマルウェルフェアに影響を与える可能性があることから、設計と管理の効率性をモニタリングするためのツールと考えることができる。なお、処置の有効性を判断するためには、複数の指標を組み合わせることが望ましい。また、有用な指標はこれらに限定されるものではない。

理由：1つの指標のみで有効か否かを評価することはできない。有用な指標は本条に記載されているものに限定されない。

1 次案に対する我が国のコメント方針⑤

第7.6.8条

【改正案】

殺処分時のアニマルウェルフェアの評価方法

(略)

d) 律動的呼吸

効果的なスタニングは、直ちに無呼吸（呼吸の欠如）を引き起こす。効果的でないスタニングを受けた動物や意識が回復しつつある動物は、一般に律動的呼吸と呼ばれるパターンで呼吸を開始する。これは吐き気として始まり、吸気と呼気の呼吸サイクルにつながる。呼吸は、規則的な脇腹および/または口と鼻孔の動きから認識できる。これらの動きから呼吸の回復が見えない場合は、鼻孔または口の前に小さな鏡を置いて、湿った空気の呼気による結露の出現を調べることで確認できる。

第7.6.8条へのコメント 2

呼吸を確認するために「小さな鏡」が必要なのか、単なる例示なのかが明確ではない。様々な状況を想定して、記述の明確化を求める。

参考

- 検討の経緯
- 章の構成

検討の経緯

2018年2月	コード委員会は、第7.5章「動物のと畜」及び第7.6章「疾病管理を目的とした殺処分」の改訂に合意。 両章と関連する定義語の改訂作業のため、アドホックグループの招集を要請。
2023年6月	アドホックグループは第7.6章の改訂作業を開始し、改訂案の草案を作成。報告書とともにコード委に提出。
2023年9月	コード委はアドホックグループの報告書と草案を検討し、案についてのフィードバックを実施。 アドホックグループを再招集して改訂案の作業を続行するよう要請。
2024年2月	コード委は最初の8条の改定案を加盟国へ提示することに合意。 2024年9月会合で残りの条項を議論予定。

章の構成

第1条	序論
第2条	適用範囲
第3条	動物の殺処分に関する作業の一般原則
第4条	動物の大量殺処分に関する作業のための組織構造
第5条	動物の大量殺処分に関する作業のための専門家チームの責任 および能力
第6条	動物の大量殺処分に関する作業計画における考慮事項
第7条	アニマルウェルフェアへのハザード
第8条	殺処分時のアニマルウェルフェアの評価方法

コード委員会の今後の活動計画

検討中の主なトピック（１）

【バイオセキュリティ（新章）】

- 2023年9月コード委会合報告書において初案が加盟国に示され、我が国からもコメントを提出済み。本年2月会合において、加盟国から多数のコメントが提出されたことを受け、アドホックグループ会合での検討を要請。本年9月の会合で、再度コード委で議論される予定。

【貿易措置、輸出入手続き及び獣医学的検疫証明（第5.4章～第5.7章）】

- 最近の科学的知見に基づき、第5部（貿易措置、輸出入手続き及び獣医証明）に含まれる輸出入や経由時の動物衛生上の措置に関する章（第5.4章～第5.7章）の見直しが進められている。
- 2023年9月のコード委会合報告書において、第5.4章（物品の輸出に適用される措置及び手続）及び第5.6章（物品の輸入に適用される措置及び手続）の改正案が加盟国に示され、我が国からもコメントを提出済み。本年2月会合において、加盟国から多数のコメントが提出されたことを受け、アドホックグループ会合での検討を要請。本年9月の会合で、第5.4章～第5.7章の4章について、再度コード委で議論される予定。

検討中の主なトピック（２）

【アニマルウェルフェアの勧告に関する序論（第7.1章）】

- 現行の第7.1章には、国際的に認められているアニマルウェルフェアの評価の観点である「5つの自由（five freedoms）」が盛り込まれているが、より新しい概念である「5つの領域（five domains）」を追加する等の改正が議論されている。
- 第7.1章のみならず、他のアニマルウェルフェア関連章の改正につながる可能性があり、今後も議論の行方を注視する必要。

【動物の輸送に関するアニマルウェルフェア（第7.2章、7.3章、7.4章）】

- 最近の科学的知見に基づき、動物の輸送（陸海空）に関するアニマルウェルフェア章（第7.2章、7.3章、7.4章）について、見直しが行われている。2023年11月のアドホックグループ会合では、第7.2章（海上輸送）と第7.3章（陸送）の統合が提案され、本年2月のコード委会合で承認されている。引き続き、アドホックグループで作業中。
- 第7.4章（空輸）については、国際航空運送協会（IATA）の生体動物規則との内容面での棲み分けや整理について検討が進められている。

検討中の主なトピック（3）

【疾病制御を目的とした動物の殺処分（第7.5章）】

- 章のスコープを疾病制御目的だけでなく、自然災害や人災等の他の状況にも拡大。（→章名を「殺処分時のアニマルウェルフェア」に変更）
- 本年2月のコード委会合報告書では、一般的な推奨事項を含む最初の8条のみが加盟国に示された。今後、残りの条項が示される予定だが、動物種ごとの様々な殺処分方法やアニマルウェルフェアの評価方法が含まれると予想されるため、内容を注視する必要がある。

【「家きん」の定義】

- 近年の高病原性鳥インフルエンザの世界的なまん延を受けて、加盟国から現行の「家きん」の定義の改正を求める要請が多く寄せられているとのこと。
- 本年2月会合において、コード委は、本件の優先順位を高めることを決定し、専門家に意見照会をするように事務局に対して指示。